

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第47号

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例（昭和24年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の2に次のただし書を加える。

ただし、入学に係る入学検定料は、必要に応じて後納させることができる。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立学校授業料等徴収条例第8条の規定は、令和7年4月以後の月分の授業料ならびに令和8年4月1日以後に入学し、又は転入学する者に係る入学金および入学検定料の還付について適用する。